

令和 5 年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和 5 年 5 月 12 日 開会

令和 5 年 5 月 12 日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年5月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 18名

出席委員 16名

農業委員出席委員

3番 赤 池 勝	4番 齊 藤 学	5番 佐 野 守
6番 佐 野 均	7番 佐 野 強	8番 伊 藤 照 男
9番 近 藤 雅 隆	10番 村 松 義 正	11番 富 永 政 則
12番 宮 島 孝 子	14番 旭 一 昭	15番 荻 真 教
16番 後 藤 文 隆	17番 佐 野 むつみ	18番 内 堀 忠 雄
19番 杉 山 弘 子		

欠席委員

1番 脇 坂 英 治 13番 遠 藤 光 浩

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土 井 治	2番 塩 川 金 彦	3番 渡 井 清 孝
4番 渡 邊 勝 彦	5番 竹 川 篤 志	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 藤 浪 庸 一
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 篠 原 兼 義
13番 牧 澤 邦 彦		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。農繁期で何かとお忙しいことと存じますが、よろしくお願ひします。

それでは会議に入る前に、1番 脇坂英治委員、13番 遠藤光浩委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請（届出・許可）について取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

本日配付いたしました令和5年4月12日から令和5年5月11日までの農地法の規定による申請（届出・許可）について取下・取消願の処理状況というものを御覧ください。

第1項について、所在地等は議案のとおりとなります。令和2年12月10日、農地法第5条届出、受理番号第95号にて受理いたしておりましたが、都合により取消願が提出されております。

続きまして、第2項について、所在地等は議案のとおりとなります。本日総会議第31号農地法第5条許可、受付番号第25号の案件となります。こちらについても都合により取下願が提出されております。

続きまして、第3項について、所在地等は議案のとおりです。令和3年12月13日、農地法第3条許可、許可番号第62号にて許可しておりましたが、都合により取消願が提出されております。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますのでよろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、14番 旭 一昭委員、15番 萩 真教委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、14番 旭 一昭委員、15番 萩 真教委員を指名いたします。

本日の議事の日程は、目次のとおり、報第26号から議第34号です。

初めに、報第26号から報第32号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年3月21日から令和5年4月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1、及び2ページを御覧ください。

朗読いたします。

報第26号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3及び4ページを御覧ください。

朗読します。

報第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の5から9ページを御覧ください。

朗読します。

報第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出が受理されました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

朗読します。

報第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページから14ページを御覧ください。

朗読します。

報第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、16件の届出を受理しました。

続きまして、議案の15ページを御覧ください。

朗読します。

報第31号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

報第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが3件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第26号から報第32号まで報告済みといたします。

「議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

では、議案の17ページを御覧ください。

議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は外神で、リーチェル幼稚園の北に位置する農地です。

受人は外神にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は隣地の畑を耕作しており、地続きの申請地ではブドウなどの果樹を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は5, 180 平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び第3項は関連する案件となりますので、一括して説明いたします。

別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は青木で、富丘交流センターの北西に位置する農地です。

2項の受人は上条の農地所有適格法人で、3項の受人は青木にお住まいの方です。渡人は議案書のとおりとなります。交換契約となります。

県道白糸富士宮線が敷設されることにより、主に道路南側で営農する2項受人の耕作地が道路北側にあり、主に道路北側で営農する3項受人の耕作地が道路南側に分かれてしまったことから、営農を効率化するため、お互いの農地を交換することとなったものです。2項受人は申請地でキャベツや里芋などの露地野菜を、3項受人はタマネギなどの露地野菜を栽培する計画です。2項受人の許可後耕作面積は1万2, 564. 53 平方メートル、稼働人員は1名。3項受人の許可後耕作面積は909 平方メートルで、稼働人員は1名です。なお、3項受人の許可後面積は許可前より少なくなりますが、これは交換のため、増減があることによるものです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は大岩で、大岩2区公会堂の北西に位置する農地となります。

受人は万野原新田にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

渡人が高齢のため管理できず、他の土地を売買するに当たり、受人が申請地の農地も引き受け、サツマイモを栽培していく計画です。耕作面積は許可後2, 184 平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は栗倉で、中央消防署東分署の南西に位置する農地です。

受人は大岩にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は、労力不足で所有者が管理できず、砂利などを敷いた違反農地でしたが、受人が申請地で新規就農し、既に違反の是正、作付けを行っており、ナスやキュウリなどの露地野菜を栽培する計画です。耕作面積は許可後613 平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の東に位置する農地です。

受人は山宮にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は渡人が相続により取得したものの耕作ができておらず、また違反などを行っておりましたが、富士市に住んでいた受人が周囲の宅地を含めて取得して移住し、耕作するものです。現在既

に違反は是正されており、実家での経験がある果樹等を栽培していく計画となります。耕作面積は許可後2, 775平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は半野で、熊久保集会所の北東に位置する農地です。

受人は半野にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は受人が所有する農地と地続きになっており、一部荒れ地となっていますが、受人がキャベツやジャガイモなどを耕作していく予定となっております。耕作面積は許可後8, 440平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は鳥並で、鳥並の八幡宮の北に位置する農地となります。

受人は羽駒にお住まい、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

申請地は渡人が遠方で耕作ができないため、周辺農地を耕作している受人に贈与するものです。

申請地では水稻を栽培していく予定です。耕作面積は許可後1万2, 114. 30平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第8項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの上程議案のうち、5項及び6項について担当委員の調査報告をお願いします。

10番。

10番 村松 義正

ただいま審議中の第5項の調査結果について報告します。

5月11日午後2時、申請者代理人■■■■行政書士、事務局2名、村松推進委員、私で現地にて話を聞きました。先ほど内容につきましては事務局の説明等でありますので、周辺の地域における影響や、農地の効率的な利用に問題ありませんので、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

3番。

3番 赤池 勝

ただいま審議中の第6項について報告します。

5月10日午前11時、申請人本人、行政書士、藤浪推進委員、私、事務局1名で現地調査をいたしました。申請者は清水の実家で長年ミカン農家を手伝っており、農業経験は豊富であります。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。申請内容どおり問題ありませんので、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第29号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第30号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の20ページを御覧ください。

朗読いたします。

議第30号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりありましたので、審議を求める。

第1項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請地は詳しい詳細は不明ですが、申請人祖父が北山村役場出張所建設のために、当時の居住地を明け渡し、代わりの移転先として当該農地を戦前に取得し、その後住宅敷地として違反使用されてきた土地となります。

申請人はこれまで住宅及び納屋として利用していたものですが、現在住宅を建て替えし、今後も居住する意向があり、追認申請するものです。

申請地は北山出張所の西約200メートルの場所に位置する第三種農地に該当します。敷地面積及び建屋の構造により、宅地内には代替性がありません。申請地の周囲は西を道路、他の周囲を建設省所有山林に接しておりますが、転用後も周囲の農地の連続性が分断されることなく、周辺農地への影響は軽微と考えられます。また、万一被害が発生した場合は、申請人の自己責任で解決します。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第30号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の21ページを御覧ください。

朗読します。

議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

申請人は子供が生まれ、現在の住宅では手狭になったことから、母親から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は農用地を除外した小集団の生産性の低い第二種農地に該当します。周囲は北を宅地、東を道路、西と南を農地に接しておりますが、被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任において対応します。

資金についてですが、借入れで確保しており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項につきましては、令和5年5月11日に都合により取下げとなりました。

第3項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が賃貸借により権利取得し、社員及び来客用駐車場として転用しようとするものであります。

申請人は、申請地の道向かいに研究所を所有していますが、従業員及び来客用等の駐車スペースが足りず、申請地を駐車場として転用し、使用しようとするものです。

申請地は山宮スポーツ公園の南に位置する市街化区域に近接する第二種農地に該当し、近隣に代

替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は北側を宅地、東、南、西を道路に接しており、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

また、資金についてですが、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、自己及び店舗用駐車場として転用しようとするものです。

申請人は申請地南側に店舗兼住宅を取得しましたが、駐車場スペースがないため申請地を駐車場として転用し、使用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は東側を道路、北、南、西側を宅地に接しており、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任において対応します。

資金につきましては、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請地は富士バイオテックの北に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い二種農地に当たります。令和5年2月22日に許可を受けました、当該申請地における農業用施設用地、堆肥舎、豚舎3棟の5条申請について、当該調整池を今回申請地の北側を予定しておりましたが、周囲が山林となっていることから、落葉し、目詰まりを起こすおそれがあるため、調整池の位置を南側に変更することが最適との結論となり、本申請が提出されました。本申請は調整池の移転先部分に係るものであり、これまで予定していた調整池の場所を計画から外す計画変更につきましては、議題32号にてこの後審議されます。計画変更により、申請地南側のり面部分について、畑として使用し得ない細長い残地が該当しますが、形状といたしましては調整池のり面となり、今後別途農地転用申請により整理される予定となっております。申請地東側は当該計画の豚舎等の造成工事地、北側、西側は申請者が借受けしている農地となり、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。

資金につきましては、借り入れで確保しております。

第6項及び第7項につきましては、航空写真13ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。

申請人は広島県に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設備用地として転用しようとするものです。

申請地は大場機工第2工場の南側に位置する小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は東を道路、北を宅地、南を農地、西側については赤道、農地、NTT基地局に接しております。敷地の一部につきましては、NTT基地局への通路部分となり、申請面積に含まれておりますが、農地転用申請は法令により不要となります。富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。太陽光発電設備装置については、他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、問題ないと判断しました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第8項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は北を山林、南を農地、西と東を山林に接しておりますが、富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、隣接地との間にはフェンスを設置するため、周辺農地への影響は軽微と考えられます。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。計画地の一部につきましては、森林法第5条の区域にかかっておりますが、隣地との境界を確定した後、市農業政策課に伐採届を5月中に提出予定となっております。このため、農業政策課への伐採届出の提出を確認し、問題ないと判断された場合には許可を行います。

その他太陽光発電設備装置については、他法令への抵触はなく、近隣の所有者への事前説明も行っており、問題ないと判断しました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第9項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請地及び申請人は、第6項、第7項、第8項と同一の所有者となります。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたが、ありませんでした。周囲は北と南を農地、東側に赤道、西に道路、南を農地に接しておりますが、富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、隣接地との間にはフェンスを設置し、周辺農地への影響は軽微と思われます。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

太陽光発電設備設置については、他法令への抵触はなく、近隣の所有者へ事前説明も行っており、問題ないと判断しました。

また、資金については自己資本で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただ今の上程議案のうち、5項から9項までについて担当委員の調査報告をお願いします。

9番。

9番 近藤 雅隆

ただいま審議中の5項となります。令和5年5月9日13時50分、転用者の代理として■■■

■の担当者、事務局2名、農業委員として自分、宮島孝子委員、脇坂英二委員3名で協議しました。

事務局の説明どおりで問題ないと思われます。よろしく御審議をお願いします。

議長

14番。

14番 旭 一昭

ただいま審議中の第6項から9項までの現地調査について、4項続けて御報告を申し上げます。

一昨日、令和5年5月10日午後1時30分に譲受人の会社の担当者立会いのもと、鈴木推進委員、事務局2名が私とともに現地調査を行いました。

第6項、7項、8項の譲受人の法人及び譲渡人は同じであり、3項ともに太陽光発電設備に転用するものです。

まず、第6項の申請地は芝川地区の羽鮒丘陵の裾野にあり、大場機工第2工場の南側の水田でしたが、現在は休耕地となっており、雑草が繁茂しております。

次に、同様に第7項の申請地は南北の道路沿いに位置し、第6項と隣接しております。ここも水田でしたが、現在は休耕地であり雑草が繁茂しております。周辺に田畠はありますが、太陽光発電設備設置後の雑草処理は周辺農地に悪影響を与える薬剤は使用せず、雨水についても敷地内自然浸透方式とし、近隣農地に対する影響は少ないものと思われます。

続きまして、第8項の申請地ですが、市立芝川中学校グラウンドから西に40メートルほど行ったところで、付近には住宅も点在しております。裏手は中分電力所有の山林ですが、現在は伐採されております。隣地の畠より一段下に下がった農地です。休耕地で雑草が生えております。ここでの雑草処理については、周辺農地に悪影響を与える薬剤は使用せず、雨水についても同様に自然浸透方式とし、近隣農地に対する影響は少ないものと考えられます。

なお、先ほど事務局の説明のとおり、森林法第5条の届出条件をクリアに御承認願いたいと思います。

続きまして、第9項の申請地は、芝川地区内の内房白鳥山と富士川に挟まれた平地の畠で休耕地です。

譲受人は、太陽光発電設備の建設業者で前述のとおりです。6、7、8と同じ業者です。同様に個人から買い上げ、太陽光発電用地に転用するものです。

雑草処理については、同様、同じ業者で同じようにし、それから近隣の農地に対する影響は少ないと思われます。

以上、6項から9項まで譲受人が同一であります。同社は小規模な再生エネルギー発電設備設置事業に関するガイドラインに沿った計画とし、農地法以外の関係法令・条件等も抵触することなく事業を行うものであり、事業実績もあり、順次設置・完了しており問題ないと考えます。以上4項について、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第31号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第32号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の24ページを御覧ください。

朗読します。

議第32号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。さきに審議いただきました、議第31号第5項と同一事業での案件となります。

申請地は富士バイオテックの北に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第二種農地に該当します。重複した説明になりますが、令和5年2月22日に許可を受けました、当該申請地における農業用施設用地5条申請について、当初調整池を今回申請地の北側を予定しておりましたが、周囲が山林となっていることから、落葉し目詰まりを起こすおそれがあるため、調整池の位置を南側に変更することが最適との結論となり、本申請が提出されました。変更地番は従前が■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、地積が1万976平方メートル、変更後は根原■■■■、■■■

■、■■■■で、地積が9,742平方メートルとなり、変更後の調整池について、別途5条許可申請第5項の申請が提出されております。許可を受けました転用目的に変更はありません。
説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第32号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり決定しました。

「議第33号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

本議案のうち、5項については農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局に議案の朗読を、該当農業委員は、委員には退席を求めます。

それでは事務局から議案の朗読をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

議案の朗読をさせていただきます。

議第33号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

(14番 旭一昭委員 退席)

議長

お願いします。

それでは5項について、事務局から議案を説明させます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは5項について、先に説明のほうをさせていただきます。

別冊航空写真につきましては19ページを御覧ください。

申請地は長貫、字でいいますと大澤でございます。地図上でいいますと、富士宮市埋蔵文化財センターの北東に位置する農地になっておりますけども、楠金公民館の北側に位置する農地でもあります。ここにつきましては、水稻を栽培しておりましたが、平成元年頃から害獣による被害が増え、

耕作できなくなり、原野化し、現在に至ったものでございます。10年以上前から原野であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しております。

説明は以上です。

議長

ただ今の案件について、担当しました委員からの調査報告をお願いします。

7番。

7番 佐野 強

ただ今審議中の第5項について、調査結果について報告します。

去る5月10日、申請人の■■■■様、事務局2名、私と、鈴木推進員委員と現地にて調査を行いました。現状としましては、山の谷間でフジヅルやススキや灌木に覆われ、周りは山林でした。先ほど事務局からお話をあったように鳥獣被害がすごく感じられました。耕作地に行く途中も道が悪く、一部徒步でしか行くことができない状況の場所です。このような場所でしたので、今回の非農地証明に当たり、周囲の農地には全く影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほうをよろしくお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第33号のうち5項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第33号のうち5項について原案のとおり処理することに決定しました。

14番、旭一昭委員の入場を求めます。お願いします。

(14番 旭一昭委員 入場)

議長

引き続き、議33号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、引き続きまして議第33号について説明のほうをさせていただきます。

まず1項目ですけども、別冊航空写真につきましては16ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山インターチェンジの南西に位置する農地です。年月日不詳ですが、申請者の先代が耕作できなくなり、植林し、現在に至ったものであります。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難なため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真につきましては、17ページを御覧ください。

申請地は原で、熊久保集会所の北東に位置する農地です。申請地周囲の土地の植林化が進み、日照条件が悪くなり、耕作できなくなったため、昭和47年に申請者の先代が植林し、現在に至ったものであります。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として差し支えないと判断しました。

続きまして、第3項及び第4項についてまとめて説明のほうをさせていただきます。

別冊航空写真につきましては、18ページを御覧ください。

申請地は市立柚野小学校の北に位置する農地です。令和4年9月24日の大雨により、竹林等の木が倒れる被害がありました。申請地も竹林でしたが、今後は県による強靭化対策事業により整備され、保安林とする予定になっております。

以上から農地への復元が困難と判断し、非農地として差し支えないと判断いたしました。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

議長

ただいま上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

11番。

11番 富永 政則

ただ今審議中の第1項について報告します。

昨日、11日の1時半より現地で■■■■行政書士のもと、内堀委員と私、それから事務局2名で現地調査を行いました。場所はインターのすぐ横なんんですけども、杉の木が大体40年ぐらい立ってる状態で、長く農地としては使われていません。申請者が■■■■在住ってこともあります、管理できないということで農地を変えて、行く行くはお寺へと寄進するというふうな話のようです。事務局の報告のとおり問題ないかと思いますので、審議をお願いします。

議長

8番。

8番 伊藤 照男

ただ今審議中の第2項の調査結果について報告いたします。

5月8日、午前10時10分より、申請人■■■■さん立会いのもと、事務局2名、佐野むつみ農業委員、そして私の4名で現地調査を行いました。申請地の地目は畑であります、植林され山林となり、数十年たっています。申請地の付近一帯も現在は山林となっています。現況は農地では

ありませんので、非農地申請となりました。調査の結果、申請書のとおり問題はありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

7番。

7番 佐野 強

ただ今審議中の第3項、4項についての調査結果について御報告のほうをさせていただきます。

去る5月8日、立会人、静岡県富士農林事務所の■■■■様、事務局2名、私と推進委員の篠原さんと現地で調査を行いました。先ほど事務局からちょっとお話をありましたとおり、大沢川に接していて、自然災害のため復元不可能であります。さらに、今回令和5年度、県土強靭化の治山森林工事のため、この場所が該当するということでした。なお、承諾後については保安林として活用されます。今回の非農地証明に当たり周囲の農地には全く影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第33号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第34号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の27ページを御覧ください。

議第34号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年4月24日付、富農第106号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画案について説明いたします。ページを2枚めくっていただきまして、農

用地利用集積計画案の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数7人、利用権を設定する者の数7人、利用権を設定する農用地の面積は計1万3,455平方メートルです。所有権移転はございません。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について、第1項から第7項まで全て中間管理事業となります。

それでは、第1項から順に説明いたします。第1項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は上条で、千居集会所の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規になります。移転後経営面積は1万5,966平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、富士山縄文の里大鹿館の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年で新規です。移転後経営面積は9,952平方メートルです。

続きまして、第3項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

第3項申請地は西山で、西山上公民館の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。移転後経営面積は3万6,465平方メートルです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、柚野農林産物直売所の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万7,005平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

申請地は青木で、青木二町内集会所の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は1万632平方メートルです。

続きまして、第6項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

申請地は北山で、時之栖スポーツセンター富士宮グラウンドの北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。移転後経営面積は13万2,043.83平方メートルとなります。

続きまして、第7項となります。差し替えられておりますページ、第7項を御覧ください。別冊航空写真は26ページとなります。

申請地は羽駒で、妙行寺の北東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は5年再設定となります。移転後経営面積は1万1,766平方メートルとなります。

以上、経営基盤強化促進法を改正する法律附則第5条に基づき、旧経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第34号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第34号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況、令和5年4月12日～令和5年5月11日について説明いたします。

本日配付しました、農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

届出人、所在地については受理状況のとおりです。1件になりますけれども、農地改良をしたいとのことで、令和5年4月21日、農地改良届出書が提出されました。

申請地は水田ですが、休耕中であり、地盤がよくないため、畑土を搬入してサツマイモの耕作を予定しております。市管理課にも農地改良届を申請しており受理済みとなっております。工期は令和5年5月2日～6月30日を予定しております。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報告済みとします。

次に、協議事項として、「令和5年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準」について事務局から説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

今回協議事項となっております「令和5年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準」の報告をいたします。

本年度の農繁期の臨時雇等賃金の基準額案を作成いたしました。金額については農家の負担が増加することが懸念されるため、基準額の決定は慎重に行っております。本年度の案については、昨今物価高騰などにより人件費等が増加しての傾向があると言われておりますが、昨年度、当市の農繁期の臨時雇等賃金については、賃金等の情報を踏まえた増額を行っており、現在入手できる最新の静岡県の農業臨時雇賃金の平均額、静岡県の最低賃金等について、大きな変更が昨年から認められなかったこと、富士市においても本年度公表した金額は同額となっていることから、本市においても前年度から同額としております。なお、当該金額はあくまで目安となりますので、地域の慣習や作業の内容に応じた実施をお願いすることとなります。

この内容については、総会後、ホームページ及び「広報ふじのみや」へお知らせを記載し、また富士伊豆農業協同組合、富士開拓農業協同組合、富士市農業委員会へ共有いたします。

以上となります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の举手をお願いします。

〔举手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって原案のとおり取り計らうこととします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は6月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年5月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

では、14時10分から農地利用最適化推進会議を行います。それまでは休息といたします。よろしく。

午後1時59分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会長

会議録署名人

14番

会議録署名人

15番